

[令和4年 2月 定例会]

■放課後児童クラブの法人一括運営に向けた移行途中の課題について

◆18番（小池智明 議員） お許しを得ましたので、私は、放課後児童クラブの法人一括運営に向けた移行途中の課題について質問します。

本市の児童クラブは、27の小学校区に45のクラブがあります。各地区の運営委員会による運営は、地区の実情に沿ったものである一方、クラブ運営における格差が生じる一因であることから、提供するサービスの平準化、統一化を図るため、本市の児童クラブの詳細な運営基準を策定した上で、新たな運営主体に一括して児童クラブ運営を業務委託することとなりました。令和2年度から、段階的に新たな運営主体、委託先法人に移行を開始し、5年間で移行を完了し、令和7年度からの完全移行を目指しています。議会としては、5年間かけて課題を解決しながら移行していくことに賛成し、予算を認めてきたと私は理解しています。そうした中、移行して2年あるいは1年が経過した複数の児童クラブで、各地区の運営委員会が運営していた時代から長年にわたり中心となり勤務してきた支援員の方々が退職するとのこと。支援員の方から話を聞く中では、支援員の皆さんは移行に伴い委託先法人の職員として契約し、勤務してきましたが、児童クラブの運営をめぐり、法人との間で発生した様々なギャップを解消することができずに退職に至ったようです。

至急解決しなければならない課題があると考え、以下質問いたします。

1、法人に移行した12小学校区、計20の児童クラブの現在の主任支援員、支援員、補助員の人数はそれぞれ何人か。

2、法人に移行した計20クラブ中、各クラブの現場の責任者である主任支援員が令和2年度で退職した、あるいは令和3年度で退職するクラブは幾つあるでしょうか。

3、令和4年度の各クラブに必要な支援員の確保状況はいかがか。

4、市としては、主任支援員、支援員の位置づけをどう捉えているのか。専門職、パート等の捉え方です。

5、児童クラブ運営の根幹は、「子供を安全に預かること」と「質の高い育成支援を行うこと」の両者であると考えますが、事業主体である市としては2年間の委託先法人の状況をどう評価するか。

6、富士市放課後児童クラブ運営基準では、運営主体は年間育成支援計画を作成しなければならないとされている。この計画は、運営主体、つまり委託先法人が育成支援に取り組む上で基本となる重要な計画と考えるが、現場の支援員にまで共有されたものとなっているのか。

7、市は、改めて支援員、委託先法人との話合いの場を持ち、ギャップを調整していくべきと考えるがいかがか。例えば、1として、市と移行した児童ク

ラブの現職及び退職した支援員との意見交換、その後、2として、市と移行を検討中の児童クラブの運営委員、現職支援員との意見交換、3として、それらを受け、意見交換内容を検討した上での市と委託先法人との調整及び委託先への指示、そして4として委託先法人、市から支援員への説明と合意形成、このような流れを提案いたします。

以上、1回目の質問とします。

○議長（米山享範 議員） 市長。

〔市長 小長井義正君 登壇〕

◎市長（小長井義正 君） 小池智明議員の御質問にお答えいたします。

初めに、放課後児童クラブの法人一括運営に向けた移行途中の課題についてのうち、法人に移行した児童クラブの現在の主任支援員、支援員、補助員の人数はそれぞれ何人かについてであります。放課後児童クラブは、令和元年5月に策定いたしました富士市放課後児童クラブ運営基本方針に基づき、昨年度からの5年間を移行期間として、段階的な一括運営への移行を進めております。移行期間の2年目となる本年度は、一括運営を受託している法人の下、12小学校区20クラブで運営が行われており、法人での本年2月末時点の雇用人数の内訳につきましては、主任支援員が19人、支援員が55人、補助員が59人であり、合計133人です。

次に、法人に移行した児童クラブの主任支援員が令和2年度で退職した、あるいは令和3年度で退職するクラブは幾つあるのかについてであります。主任支援員が退職したクラブ数につきましては、昨年度は該当クラブがなく、本年度は見込みを含め3小学校区3クラブとなっております。

次に、令和4年度の各クラブに必要な支援員の確保状況はいかがかについてであります。一括運営への移行開始後3年目となる新年度は、新たに富士南小学校、富士川第一小学校、東小学校の3小学校区の児童クラブが加わり、15小学校区24クラブで法人による運営が実施されます。新たに一括運営に移行する3小学校区の児童クラブの支援員につきましては、現在も、法人での就労を希望する支援員に対しまして、働き方などに関する法人との雇用面談を実施しているところであり、採用に向けての最終調整を行っているとの報告を受けております。年度の切替えや一括運営への新たな移行に伴い、新年度からの運営に当たっては、少なくとも6人の支援員が不足している状況の中、現在、その必要人員の確保に向けて30人を超える応募者との雇用面談を実施していることを確認しております。

次に、市としては、主任支援員、支援員の位置づけをどう捉えているのかについてであります。児童クラブの支援員は、小学校の放課後において、利用児童が遊びや生活が落ち着いてできるよう、安全・安心を第一に考えた中で、児童一人一人に寄り添う支援を提供するなど、放課後児童クラブの現場運営を支える大切な存在であると考えております。また、平成27年度からスタートし

た子ども・子育て支援新制度では、県が行う研修修了者を放課後児童支援員として認定する資格制度が創設されるなど、児童の育成支援に関する専門性も求められております。支援員のうち、主任支援員につきましては、富士市放課後児童クラブ運営基準の中で、現場責任者に位置づけられ、放課後児童支援員の資格を有する者を児童クラブごとに配置することと定めております。この主任支援員は、現場の責任者として、児童クラブ内での育成支援の統括、地域及び学校との第一次的な連絡調整や保護者への対応、勤務シフトの作成などの業務を担っております。

次に、児童クラブ運営の根幹は、「安全に預かること」と「質の高い育成支援を行うこと」であると考えているが、事業主体である市は、2年間の委託先法人の状況をどう評価するかについてであります。議員御指摘のとおり、安全に預かることと質の高い育成支援を行うことは、本市の放課後児童クラブ事業の実施に当たり、極めて重要な事項であると考えております。このため、児童クラブ運営の基本的な方向性を示した運営基本方針では、子供の最善の利益の保障、安全・安心な居場所の確保とともに、児童クラブが果たすべき役割を再認識しながら、子供の自主性や社会性等を育むことができるよう支援することを基本方針として掲げております。受託法人には、各児童クラブの現場において、この基本方針の実践が求められることとなりますが、運営開始当初から新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応に追われる状況を鑑みても、市といたしましては、このおおむね2年間の業績について一定の評価をしているところであります。安全・安心な居場所づくりといたしましては、育成現場における危険箇所を図面に落とし込んだマップの作成や、児童クラブ連絡アプリの導入に加え、安全管理や事故対応、感染症対策ほか、通常業務に関する各種マニュアルを整備し、各児童クラブと本部職員で行う主任会議等において、その実践に向けた情報共有を図っております。育成支援の質の向上の取組といたしましては、コロナ禍において一部未実施のものもありますが、年間計画に基づく支援員への各種研修を実施するほか、元教職員や臨床心理士などで構成する育成支援に関する専門チームを法人内に設置し、児童クラブを巡回しながらサポートする体制を整備するなど、独自の取組を展開しております。また、法人では、自己評価の一環といたしまして、毎年度、保護者向けの満足度調査を実施しておりますが、本年度の調査結果の速報では、利用しやすいかとの設問に対して、昨年度から5ポイント上回る89%が利用しやすいと回答しております。また、支援員の対応についての設問では、昨年度から12ポイント上回る87%が満足していると回答するなど、サービスの対象となる利用児童の保護者からも、一定の評価をいただけているものと考えております。

次に、富士市放課後児童クラブ運営基準における年間育成支援計画は、現場の支援員にまで共有されたものとなっているかについてであります。放課後児童クラブ運営基準におきましては、児童への育成支援の実効性を担保するため、地域の実情を考慮しながら、児童クラブごとに年間の育成支援計画を作成することを定めております。これに基づき法人では、年間を通して実施する主

な行事やイベントについて、その目的や狙い、具体的な育成支援内容をまとめた計画書をクラブごとに作成しており、法人が掲げる運営理念と整合を図りながら実施しております。計画の作成に当たりましては、企画の段階から主に各児童クラブの主任支援員が携わっていることから、クラブ内での共有はできているものと考えておりますが、市といたしましても、より質の高い育成支援に向けて継続的に見直しを図るとともに、その確実な実施に向けて、全ての支援員に共有されるよう法人に指導してまいります。

次に、市は、改めて支援員、委託先法人との話合いの場を持ち、ギャップを調整していくべきと考えるが、いかがかについてであります。法人が運営する児童クラブで働く支援員につきましては、その多くが、移行前は各地区の関係役員で構成する運営委員会の雇用の下で活躍されておりました。こうした中、一括運営を進めていくためには、これまで各運営委員会において異なる運営方針の下に定められていた支援員の職務内容や働き方などに加え、これまで培ってきた支援員の考え方や育成支援の取組等に関する様々なすり合わせが必要となります。また、各地区の特色を生かしつつも、どこの児童クラブにおいても差異のない質の高いサービスを提供するためには、法人が目指す姿や育成支援の内容等に関して、法人本部と現場で働く支援員との情報共有と意思疎通が大切となります。このことから、一括運営開始以降、法人では、本部と現場の支援員をつなぎ、複数の児童クラブをサポートするエリアマネジャーを配置し、日々、児童クラブへの巡回を通して情報共有を図っております。また、各主任支援員が一堂に会する月2回の主任会議や、役職を問わず児童クラブ運営に関して本部職員と自由に意見交換を行う「フリーコーヒー」の定期的な開催など、現場との意思疎通を図る努力を重ねてきたところであります。市といたしましても、本部職員との度重なる協議のほか、市職員が定期的に児童クラブを巡回し、現場の支援員と意見交換を行うとともに、いただいた意見を法人へフィードバックするなど、事業の実施主体として調整を図ってまいりました。

しかしながら、議員御指摘のとおり、法人本部と現場の支援員との間に意見の食い違いなどの課題が生じている場面が少なからずあると感じております。こうした事態となっているのは、市から法人へフィードバックした意見等に対してどのような対応を講じたか、その報告を求めていなかったことも一因と考えられます。今後は、市の基本方針に基づく一括運営の円滑な推進に向けて、法人が行う運営について、より開かれた風通しのよい環境が整備されるよう、市の果たすべき役割を明確にした中で、随時、法人本部と現場の支援員との調整役を担ってまいりたいと考えております。その上で、議員の御提案も参考としながら、まずは、市と一括運営に移行した児童クラブの支援員等との意見交換の場を設定してまいります。そして、児童クラブ事業の委託者といたしまして、一括運営の主体である法人の運営手法や内容について改善すべき点がある場合には、適切に助言及び指導を行ってまいります。

以上であります。

○議長（米山享範 議員） 18 番小池議員。

◆18 番（小池智明 議員） 今回、この児童クラブの問題を取り上げましたのは、このままの状況、体制で法人への移行を続けましたら、児童クラブそのものの運営がかなりまずい状況に陥るのではないかと、非常にそういう危機感を抱いたからです。

議長にお許しを得まして、今日、資料を配りましたので、資料 1、2、3 を説明させていただきます。

先ほど、市長の答弁にもありましたように、資料 1 で放課後児童クラブ運営基本方針は大きく 3 つありますけれども、①は子供の最善の利益を守りますとされており、これは最上位の目標です。②、③は色を変えて書いてありますけれども、この資料は全部、青字で書いてあるところは、大前提の話、ベースの話で私は整理してあります。赤いところは、さらにその上で児童クラブとして育成支援、子供の健全な発達を支援していく、そういう部分というふうに整理してあります。あと、基本方針の②で、安全・安心な居場所を確保しますとあり、これは大前提の話です。さらに、③として、果たすべき役割を再確認しますとあります。これは育成支援の部分です。

資料 2 を見てください。これは、法人一括運営の児童クラブに求める 2 層構造の役割という私の考え方なんですけれども、これまでばらばらでやっていてサービスの水準も違っていたところを合わせていこうということですから、当然まずやらなきゃいけないことというのはあります。それは安全管理だとか、あるいは各クラブでやっていた経理だとか労務、そういった内部管理のことです。さらに、人事、支援員の確保というのがあると思います。これは大前提です。

というのは、実は、私の家内は十数年間児童クラブの支援員としてお世話になっていました。ただ、法人に移行する前に家庭の事情で退職して、今はやっておりません。その彼女を見ていまして、常に気にしていたのが支援員の確保です。何とかならないかな、いないかな、あなたの知り合いだとかネットワークで誰か探してよと。あるいはいろんな人に頼んで探していると、常にそれが続いていたわけです。だから、この法人移行の話が出たときに、法人に移行すれば、その辺は弾力的に人員配置がされてその苦労もなくなるんだろうと、私が賛成した一番の大きな理由はこの部分です。だから、それはベースの部分ですよ。さらにその上で、育成支援は非常に期待するところです。新しい法人だったら、どんなやり方をするのかな、どんなふうに子供をバックアップするのかと期待している部分です。ただ、まず大前提の支援員の確保が十分じゃないですよ。先ほど、令和 4 年度の支援員が 6 人足りなくて、30 人と面談しているということでしたけれども、この人は全く新しい人です。どういう人かも分からない。先ほど 3 人主任支援員が退職するということでしたけれども、私は、いろいろ聞いて歩いたら 4 人辞めるような話も聞いています。さらに、主任支援員じゃなくて支援員の人が 20 人ぐらい辞めると。非常に入れ替わ

りが激しいんです。この辺の支援員が退職していく理由は、市としてはどう把握していますか。

○議長（米山享範 議員） 福祉こども部長。

◎福祉こども部長（伊東美加 君） 支援員の退職される理由ということですが、それぞれに個人的な事情はおありだと思います。そして、もう一つは、今まで本当に熱い思いを持って児童クラブを運営してくださった皆さんにとっては、もしかしたら、個人の思いと法人の今後の新しい児童クラブの在り方に相入れないものがある方もいらっしゃるのかなと感じております。いずれにいたしましても、雇用条件で折り合わなかった方もいらっしゃるでしょうし、そこは個人それぞれの理由で退職されていると考えております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） もちろん辞めるのは個人の判断ですから、個人それぞれですけれども、これから明らかにしていきたいんですけれども、その辺が、今、部長の認識どおりだったら、私は見方が甘いんじゃないかなと思います。

資料3ですけれども、これは茨城県神栖市というところです。自治体通信という雑誌に出ていたんですけれども、委託の効果はいかがでしたかと青字で書いてありますけれども、利用者のニーズに対してとても柔軟な対応ができるようになりました、急な支援員の増員や保育時間の延長が必要になった場合でも、委託先法人の広い人員ネットワークによって支援員を迅速に配置してもらえようになったと。私はうそじゃないのかと思って、この日高課長に電話で聞いたんです。もちろん本当ですと、さらに、具体的にどうやっているのかと聞いたら、足りないときには、ほかの市でも委託を受けてやっているの、そちらのほうで余裕がある人を回してきてでも充てがってくれますと、穴がないようにしてくれると。私はその部分を期待したわけです。事実、ここはそういうことをやっている。だけれども、富士市はそうじゃないと、いろんな主任支援員に聞きました。委託した後もいつもそれで困っていると……。考えものだなと思います。

4番目に行きます。主任支援員、支援員の位置づけについて、市長の答弁は、児童一人一人に寄り添う非常に大切な存在で、育成支援に関する専門性も求められるというような言い方でした。私はあえて専門職かパートかと書きましたけれども、児童クラブというのは第2の家庭とよく言われます。学校では先生がいて、いろいろ制約もある中で、学校が終わって、同じ敷地かもしれないけれども、帰ってきて、学校のストレスを発散して、そこで遊んだり、友達とけんかもするでしょうという中では、1年生から場合によっては6年生までが同じ空間にいるわけです。年齢も違う、体力も違う、考え方も違う、そうい

う子らが何時間か協力したり、けんかもしながらやっていくのをちゃんと見守って、それをバックアップすると。市の職員の方も、パートのおばちゃんの仕事だよというような言い方をする人もいるやに聞きます。だけれども、私は地域にいる昔の昭和のおばさんだと思っているんです。遠くで見守りながらも、悪いことがあったら、あんた、これこれこうだから、これは駄目だよ、みんな、仲良くやりなと、バックアップする。パートじゃなくてプロのおばさんです。私はそう思います。だから、すごく専門性が高いんです。

そういう中で、5番目で、委託先法人の状況をどういうふうに評価しているかということについてですけれども、一定の評価はしていて、保護者の満足度も高く、1年間で12ポイント上がったと。資料の裏面を見てください。資料4、これは、去年ですけれども、先ほど佐野議員のときにも話が出た運営評価委員会の評価結果です。これは公表されているものです。総評の特に評価の高い点で、育成支援の内容については、放課後児童支援員等を旧運営主体から雇い入れ、本事業をスタートさせていることから、従来どおりおおむね適切に実施されていたとあります。育成支援の評価が高いのは旧運営主体、ですから、運営委員会でやっているときの支援員たちをそのまま使っているから、特に評価が高いわけです。その下に、スマートフォンアプリを活用した入退室の確認や保護者への通信、おやつを提供内容は高く評価できる。インターネットで見るとすぐ分かるんですけども、スマートフォンアプリを活用した入退室の確認は、法人で受けているところは全国のクラブで何千と、どこもやっています。これは当たり前で大前提の話です。さらに育成支援のところは、この評価委員会でもこれまでの支援員たちがそのままいるからだ。私はそう考えると、さっきプロのおばさんと言ったけれども、プロのおばさんたちがいるからこそ今の法人は評価されているわけです。その辺を市は誤解というか、評価があまりにも偏っているなという感じがするんです。

その話の続きで6番目なんですけれども、まず、この放課後児童クラブ運営基準の1ページに何と書いてあるかちょっと読みます。基本事項、富士市放課後児童健全育成事業——これは児童クラブですよね——を運営する事業者——これは運営主体、だから今の委託先法人です——が行わなければならない内容については、本運営基準によるものとする。ということは、この運営基準は委託の仕様書だということでもいいですね。まず、その確認をします。

○議長（米山享範 議員） 福祉こども部長。

◎福祉こども部長（伊東美加 君） 委託の仕様書ということでおっしゃいました。もちろん委託に関しての仕様書は別にあるんですけれども、その根幹をなすものとして、この運営基準というのは大変重視しております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 当然、契約する際には、別に基本仕様書と特記仕様書をつくるわけだからあれですけども、これはある意味基本仕様書です。資料5を見てもらえますか。第2章事業運営、第7節育成支援概要、「運営主体は、児童クラブの役割を踏まえて、地域環境や施設条件などを考慮しながら、目標及び計画をたて、それに基づき年間育成支援計画を作成しなければならない」とありますが、これは「運営主体は」です。運営主体というのは委託先の法人ですよ。先ほどの答弁だと、各クラブでそれぞれ年間計画をつくっていますということでした。根本的におかしいと思います。基本の仕様書に運営主体がくれと——これは市がつくったわけですよ。当然、契約のときに、事業を始めるときに、年間育成支援計画を委託業者から受け取らなきゃいけないわけです。受け取っていますか。

○議長（米山享範 議員） 福祉こども部長。

◎福祉こども部長（伊東美加 君） 今回の年間の育成支援計画につきましては、法人が作成するということになっております。ですので、法人としては、法人本部から各児童クラブに指示を出して、児童クラブがその地域性に応じて支援計画をつくっていくと。それを取りまとめたものが法人の支援計画と考えておりますので、各児童クラブで作成した支援計画については、しっかりと市のほうには届いております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） それはすごくいいかげんだと僕は思います。だって、契約しているのは法人でしょう。この基本仕様書で運営主体は作成しなければならないと、市が定めているのだから、あなたたちはどう考えているのか、市がちゃんと計画をつくれと法人に言う。さらに、年間育成支援計画はすごく練らなきゃいけないものですよね。例えば、赤と青で分けましたけれども、⑤を見てください。利用児童が発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする、これはさっき言いましたけれども、年齢も違う、学年も違う、いろんな子がいる、グレーに近い子もいる中で、どんなふうに主体的な遊びや生活ができるようにするのか、うちの法人だったらこう考えるよ、具体的にこういうふうにしましょう、今年はどうしよう、去年はこうだったからこうしましょう、そういうものをしっかり毎年つくれというのがこの第7節です。それを僕は事前に担当課にくれと言ったら、承知していないわけです。さっき市長の答弁にもあった各クラブにつくらせているものをファクスが来たということで持ってきました。それを見て驚いたんだけど、令和元年度のいまいずみ児童クラブ、いまいずみ第2児童クラブの事業計画書というのが来ました。今泉地区の児童クラブは令和3年度から移行したんです。これはまだ運営委員会でやっているときの資料です。それも年間の行事計画だけです。心構え

として、生活習慣をどうしよう、集団遊びをどうしようと書いてあるけれども、具体的な計画じゃないです。これを法人からもらって僕のところに持ってくるといふ、役所はあまりにもいいかげんだし、法人からなめられています。私から言わせれば、この基本仕様書に対応していないから、契約違反じゃないですか。あるいは、市としたら監督不行き届きです。その辺はどう考えますか。

○議長（米山享範 議員） 福祉こども部長。

◎福祉こども部長（伊東美加 君） ただいま議員から御指摘のありました各児童クラブで作成しております事業計画書ですが、私のほうでも実は詳細なところまでは把握しておりませんでした。そして、今回、改めてこういう内容を見ましたが、その中では、この内容ではもう少し厚い内容にする必要もあるのではないかと考えております。もちろん、全体的な法人の考え方というのは、各児童クラブのほうに伝わっているとは思いますが、それに基づいた内容になっているかというところ、それについては少し物足りないものもありますので、そこはこれからしっかりと児童クラブに対して、指示なり、あるいは指導をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 部長は、法人本部から伝わっていると思うと言いましたけれども、私は何人かの主任支援員に聞きました。そうしたら、そういった本部がつくったものは見たことがありません、また、その計画をこういうふうにつくれだとかつくってくれという指示も、相談も受けたことがないと複数の方が言っていました。市はそこまで把握していないんですよね。普通にやっていると思うと言うけれども、さっきの佐野議員への答弁からずっとそうです。委託事業だから委託先がもちろん責任は負うでしょう。それを監督するのは役所の仕事です。

さっき佐野議員のときに年間2億円のお金が動いていると言った。それは令和2年度の話です。令和3年度は3つ増えて、来年度、また3つ増えるんだけれども、令和3年度の予算、市の委託料は約1億6000万円です。さらにそれとほぼ同じ利用料を頂いてやっていくと。3億円以上のお金を回しているんです。我々議員だって債務負担行為を認めてやっているわけです。我々も責任があると思う。大きい問題にならないように5年間の中でしっかり解決するというのが基本姿勢だから、まだまだメスを入れて、これはしっかりしていかなきゃいけないと思います。

最後の7番目です。話合いの場を持ってやっていくべきじゃないかということに対しては、そういう場を持ってやっていくということでしたけれども、育成支援の取組に対する様々な考え方があるので、そのすり合わせが必要だ。考

え方が違うから必要なんですよね。というのは、資料6を見ていただけますか。これは佐野議員のときから何度か話が出ている、富士市の児童クラブは特有の経緯があるということを描にしたものです。全く何も関係ない場合、ある市で初めて児童クラブを立ち上げようといった場合、どこかに委託しようという場合は、下にあるような委託先の法人を探してきて、うちの市ではこうだから頼むねと委託先の法人だけとやればいいわけです。だけれども、富士市はもう何十年も前に地域の有志のボランティアの皆さんで始めました。そのときはやっぱり支援員がいたわけです。そのときはまだ運営委員会もない。次に、市が各地域に委託して運営委員会方式でやろうということによって長くやってきました。だけれども、いろんな課題が出てきたので、ここでサービス水準を統一しようということで、委託先法人を選んで今移行を進めているわけです。ただ、ここでずっと携わっている人は、3段階に分けて考えましたけれども、これは模式的だから全部が全部じゃないです。青い人は昔からいる、黄色の人も、緑の人も長く関わってきているわけです。さっき言ったように、この人たちを上手に使わなかったら、今の法人は育成支援ができないわけじゃないですか。そんな意識もないみたいだし、育成支援計画をつくっていないんだから。だったら、答弁にあったように、市が調整役になって、支援員の皆さん、委託先法人とも話をしてやっていくしかないですよ。それを今までやってこなかった。2年間、コロナ禍もあったり、いろいろあったかもしれない。だけれども、ここでいろんな問題が吹き出てきたわけです。これは、私は市が主催して調整役になってやってほしいと思います。その辺、ぜひ市長の答弁もありましたので、市長にも感想なり、考え方を聞きたいと思います。意見交換をやって5年間で移行というのは議会も認めているわけです。ですから、改善していかなくちゃいけないと思う。私はやっぱり市が中心になってその改善をやっていかなくちゃいけないと思うんだけど、市長はその辺を改めてどうお考えになるか伺いたいと思います。

○議長（米山享範 議員） 市長。

◎市長（小長井義正 君） 今回、小池智明議員は資料を作っていただいて、特に資料6のところでは非常に分かりやすく図示していただいているんじゃないかなと思います。やはり富士市の場合には、それぞれのクラブにおいて歴史や背景がみんな異なっている状況の中で、1つの法人の下に運営を一元化するということが大変な事業じゃないかなと思っております。したがって、5年間という期間を踏まえて、そして、準備のできているところから、この法人の一括運営の下で運営をしていくということで今進めているわけですから、その間には、いろいろな課題が当然出てくるであろうということも想定されるわけでありますので、市としては当然調整役としての役割をしっかりと担わなければならないということは、また改めて、私自身も認識をしているところであります。特に、これまで主任支援員、また支援員として現場で活躍され

てこられた方々は、やっぱり熱い思いを持ってこれまで従事をしてこられたわけですので、それぞれの強い思いも持っていらっしゃると思います。そして、法人のほうとすれば、一元的に同じようなサービスを提供するためには、一律の運営方法を各クラブにおいてお願いをしていかなきゃならない。どうしても、そのギャップが生じますので、いかにそのギャップを埋めていくのかということで、今、様々な御意見、そして課題が出ているんであろうと認識しております。

したがって、繰り返すようでありますけれども、行政の役割は何なのか、それはこれまでのクラブを担ってくださっている主任支援員や支援員の皆様方、そして、今後クラブ全体を一括運営、管理していこうとする法人との調整役をうまく担っていかなければならない。しかしながら、現状だと、新たな法人のほうに少し偏った対応になっているのではないかなといったことがあるので、様々な御意見がこのように噴出してきており、また、議員の皆さん方からも厳しい御指摘をいただいているんだと私は認識しております。最後のほうで答弁をさせていただきました、まずは移行したクラブの主任支援員の皆さんを含む支援員の皆様方との意見交換をしっかりとしながら、これまでのクラブ運営のよさも継続をしていき、そして、新たなクラブが組織としていい形で最終的に一元化されて、この5年間の期間を経て、すばらしいものにつくり上げていくことが大変重要じゃないかなと思うところであります。

○議長（米山享範 議員） 18番小池議員。

◆18番（小池智明 議員） 1個言い忘れたんですけれども、移行したクラブの主任支援員たちなどと話合いの場を設けているということでしたけれども、富士市特有の背景、経緯があるわけですから、辞めていった皆さん——辞めたというのは、移行した後の支援員です。今の残った人だけじゃなくて、その人らの意見もぜひ聞いてほしい。それを強く要望しておきます。

今回、この質問を通告しました。児童クラブの法人一括運営への移行の課題について質問するよと、新聞へとこのテーマが出ました。そうしたら、何人かの児童クラブ関係者の方から連絡をいただきました。その中には、支援員もいましたけれども、委託先法人内部の担当の方が退職するよという話も聞きました。その理由を聞くと、もしそれが本当なら運営体制としてかなり危ういのではと思わざるを得ない内容でした。さっきも言いましたように、令和3年度は約1億6000万円の委託事業です。さらに利用料を取って3億円以上、議会も債務負担行為を認めております。そうした中では、来週の文教民生委員会で、今日は私は支援員のことしか聞かなかったですけれども、当局からもっと詳しい今の運営体制の状況についてしっかり説明してもらって、議会としても真摯に向き合い、審査することを要望して、質問を終わります。